

建設委員会会議録

平成19年4月12日(木)

(開 会) 10:08

(閉 会) 10:45

○ 委員長

ただ今から建設委員会を開会いたします。「議案第4号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 上下水道部総務課長

お配りしている議案書で説明させていただきます。7頁をお願いいたします。議案第4号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、合併後の基本計画の作成、及び簡易水道事業の水道事業への統合予定に伴い、水道法第10条第1項に基づきまして給水区域、計画給水人口及び計画給水量の見直しを行うものでございます。水道事業の給水区域の変更につきましては、久保白地区、高田地区、舍利蔵地区、津原地区の一部、及び小竹町大字御徳の一部となっております。また、10年後の平成27年の計画給水人口につきましては、14万1970人を12万8760人に、計画給水量につきましては一日最大6万8793立方メートルを6万220立方メートルに変更するものであります。以上簡単ですが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 人見委員

簡易水道事業と水道事業、この違いをわかるように説明ください。

○ 上下水道部建設課長

簡易水道事業におきましては、未給水地域の給水区域をこのたび給水するような形のものが計画しているわけでございます。

○ 委員長

質問ちょっと違うでしょう。簡易水道との違い。

暫時休憩します。

休 憩 10:10

再 開 10:11

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 上下水道部建設課長

簡易水道は人口が101人から5000人未満の給水人口を指します。それ以上につきましては上水道事業ということでございます。

○ 芳野委員

具体的にね、その同じ工事をやるわけじゃないとでしょう。具体的に簡易水道事業と上水道事業の違いを説明してもらいたいということやろうと思いますけどね。人数が違うだけで簡易水道というだけの違いですか。

○ 上下水道部建設課長

簡易水道につきましてはですね、水源地から浄水場、それから配水池を建設いたします。配水管によって各家庭に給水いたします。

○ 芳野委員

水系が違うとかなんか違いがあるんじゃないですか。全部一緒に人数が違うだけでいいわけですか。

○ 上下水道部建設課長

簡易水道につきましてはですね、新たに水源を設けまして、その分からですね、浄水場のほうへ水を送水しまして、そこで浄水したものを配水するわけでございます。

○ 芳野委員

聞き方が悪いかもしれないけど、今までやってる中で簡易水道ちゆうのはですよ、本水道じゃない分のことでやるんじゃないですか。新しい水源池作って人数が少ないところが全部簡易水道というわけですか。よく理解できないんですけどね。

○ 上下水道事業管理者

ご質問の趣旨はよくわかりますが、ひとつは先ほども課長が答弁しましたように、上水道事業の中で給水できない家庭、地域、そういうものを簡易水道事業という補助事業があるわけです。国が設けております。というのは、未給水地域を対象にということで、今は簡易水道事業という事業を取り上げて整備を行っていくという目的の中で事業を行っておるわけですが、そもそもその簡易水道という目的は、先ほど申しましたように、人口100人から5000人までの間を簡易水道事業と定めますよ、と。その中で未給水地域の開発については水源池のないところは水源までをやりましょうと。補助対象といたしまししょうというような制度で行っておりますので、先ほどもいわれましたように、個々によっては内容が違うかも知れません。たとえば配水管の布設がしてないところであるならば水源はあるけれどもその地域まで持つていこうとするならばそれ以上のもので対応できるものだったら対応してもいいんでしょうけれども、たまたま今回のこの旧穂波町で計画してあった地域は、ほとんど水源がございません。上水道の施設もございませんので、一貫した事業で補助対象事業ということで目録をしておく。それを国は早く上水道事業として取り入れて今後はやんなさいよ、という指導はしておりますけれども、なにせ簡易水道というならば一端の上水道事業と区域が別ですから、独立採算でやらなきゃいけない制度もございますので、そこらあたりが上水道区域と一緒に事業をやるという形で今後は指導は受けておるような状況でございます。ですから、今ご質問の事業としては簡易水道事業というのは未給水地域を解消するためのひとつの施策という理解をしていただければ、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○ 上下水道部長

先ほどいわれましたように、上水道事業との違いということでございますが、認可供給規定、料金、施設基準、水質基準、衛生管理その他の事項については水道事業と事由はまったく同じでございます。ただ、一部の特例を除いては違うという部分は、原水が良好で消毒以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみで給水できる簡易水道事業では技術管理者の資格は免除される。それから計画給水人口が2000人以下の簡易水道事業については、消防法に規定する市町村長の協議により、消火栓を設置しないことができるというような一部特例があるということでございます。そういうことで、上水道事業と違うのはその2点ほどで、あとはすべて上水道事業に準じた規定に基づいております。

○ 人見議員

今回の改正の趣旨というのは、その簡易水道事情の将来的には上水道事業にきちんと組み入れていくんですよ、と。ただし、今日の明日でなるわけじゃないので、経過措置を持たせていただきます、と、こういうふうなことでこの平成23年3月31日までにはようするに完璧に上水道事業という方向で整備をしていく、と、こういうふうな理解でいいんですか。

○ 上下水道部長

そのとおりでございます。これの変更認可につきましては、厚生労働省と協議の上変更認可を行うわけで、国との協議の中で国からの指示がありまして、簡易水道事業の上水道事業への統合を5年後というような形でほうで条例改正をやってくれというような形で申し出がっておりますので、それに協議いたしました結果が将来そういう形で上水道事業に統合すると

いうふうな形での条例改正でございます。

○ 人見議員

となると5年間の中でどれほどの事業量というんですかね、管の整備だとかこのあたりについてはどれくらいの実費がかかるのか、そしてそれに対する国のそうした方針というか、があったような趣で聞いたんですけども、その後の費用負担等はどうなのかわかれば教えていただきたいと思います。

○ 上下水道部長

簡易水道事業はご存知のようにもう供用開始ということですので事業は終わっております。そういう形で今後のその5年間について事業という事業は特段簡易水道事業に関して特に追加してする事業はありません。そういう形で今後上水道事業との計画の人口、こういう形で今12万8千人に減らしましたので、そういう形で施設の統廃合等を含めた今後の施設の統廃合等を検討していくというような形でございます、新たに簡易水道事業を統合することによって事業が増えるというようなことではございません。

○ 人見議員

そしたらその水源、簡易水道事業を実施するなかでの水源というのはもうしっかりと将来的にも確保され、そして何ら上水道事業とその、遜色のない処理だとか排水だとか一連のその給水に関わるシステムというのは何ら変わらない、ということではないんですかね。

○ 上下水道部長

先ほどいいましたように、平成15年度事業から平成18年度で事業は終わりました、簡易水道については整備が終わっております。で、平成19年4月1日から供用開始をしている状況でございますので、何らこれ以上の整備をする必要はなく、あとはそういう形で上水道事業との統合による人口の見直しというような形で、従来の条例においては簡易水道事業別個の事業として簡易水道の人口を別途上げていた部分を統合したというような形でございます。

○ 人見議員

ということは旧穂波のこの地域ですが、ほかには市内全域見渡してこうしたものが残っているとかがないんですか。

○ 上下水道部長

他はありません。簡易水道事業はこの穂波の高田の簡易水道事業のみでございます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

○ 委員長

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○ 委員長

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第4号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第8号 市道路線の廃止について」及び「議案第9号 市道路線の認定について」以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案書21頁をお願いいたします。議案第8号 市道路線の廃止について説明いたします。

道路法昭和27年法律第180号第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回廃止する路線は市有地払い下げによるもので、一路線延長で99.8mでございます。議案書22頁をお願いいたします。明細表の左端に記載しております番号1番一路線でございます。路線箇所につきましては、23頁に記載しております。簡単ですけれども、市道廃止について説明いたします。続きまして議案24頁をお願いいたします。議案第9号 市道路線の認定について説明いたします。道路法昭和27年法律第180号第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回認定する路線は、県営鯉田団地建替に伴う認定替え、それと開発に伴う新規認定で、合計8路線でございます。延長703.5mです。議案書の25頁をお願いいたします。明細書の左端に記載しております番号1から3番の路線は県営鯉田団地建替に伴う認定替えによるものでございます。4番から8番の路線につきましては、開発に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所につきましては、26頁から31頁に記載しております。以上で説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

○ 委員長

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

○ 委員長

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第8号 市道路線の廃止について」及び「議案第9号 市道路線の認定について」以上2件について、いずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に「議案第33号 専決処分の承認について（平成19年度 飯塚市駐車場事業特別会計暫定予算）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

説明いたします。議案第33号 専決処分の承認について（平成19年度 飯塚市駐車場事業特別会計暫定予算）について、補足説明をいたします。平成19年度飯塚市一般会計、特別会計暫定予算書の275頁をお願いいたします。第1条で歳入を1918万2千円、歳出を2,842万円と定めるものでございます。その内容について、事項別明細書により主なものについて説明いたします。278頁をお願いいたします。まず、歳入につきましては、1款1項1目駐車場使用料として、飯塚立体駐車場、本町駐車場、東町駐車場の3駐車場の使用料及び土地使用料を、7月分までの4か月分として1910万5千円で計上しております。また、2巻1項1目の一般会計繰入金として1000円を計上しております。次に279頁をお願いいたします。歳出につきましては1款1項2目の駐車場管理費では飯塚立体駐車場、本町駐車場、東町駐車場の3駐車場の市営駐車場指定管理委託料通年分の2451万1千円を計上しております。次に、280頁をお願いいたします。2款1項の公債費でございますが、市債償還元金といたしまして1000円を計上しております。以上、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 芳野委員

278頁ですね、繰入金が4199万5千円昨年入れてあるわけですがけれども、今年度も予定としてはこれくらい必要なわけですかね。

○ 土木管理課長

その繰入金につきましては、償還金がございます。その償還金の一般会計よりの繰入金というようなことで、今年度もそういった額が必要というようなことでございます。

○ 芳野委員

繰入金の償還のみ必要なわけで実際の実務に対しては不足でないということによろしいですかね。

○ 土木管理課長

説明がちょっと聞き取れなかったものですから、恐れ入ります。

○ 芳野委員

一般会計からの繰入金に対する返還、一般会計で借りちよるぶんを変換するという事なんでしょうけれどもですよ、実務に対してはお金が不足しているということではないということによろしいですか。

○ 土木管理課長

はい、そのとおりでございます。

○ 委員長

他に質疑はございませんか。

(な し)

○ 委員長

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○ 委員長

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第33号 専決処分の承認について（平成19年度 飯塚市駐車場事業特別会計暫定予算）」について、いずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって本案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に「議案第37号 専決処分の承認について（平成19年度 飯塚市水道事業会計暫定予算）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 上下水道部総務課長

議案第37号 平成19年度飯塚市水道事業会計暫定予算について、補足説明をいたします。今回の暫定予算につきましては、一般会計と同様に4ヶ月間の経費を計上しております。別冊になっております「予算書」の1頁をお願いします。予算第2条の「業務予定量」で年間総給水量1,546万1,740立方メートルを予定しております。また、高田簡易水道につきましては、平成19年4月1日より供用開始をいたしておりますので予定量を計上しております。次に、予算第3条の「収益的収入及び支出」でございますが、収益的業務の収入として6億4,153万5千円を、また2頁で支出として7億9,480万2千円を計上いたしております。次に、予算第4条の「資本的収入及び支出」でございますが、資本的業務の収入(財源)として2,091万6千円を、支出として4億3,867万7千円を計上いたしております。次に、主な内容について予算明細書によりご説明いたします。21頁をお願いいたします。予算第3条の「収益的収入」でございますが、1項1目「給水収益」で水道料金6億2,596万6千円を、簡易水道料金246万3千円を計上いたしております。続きまして、23頁をお願いします。収益的支出の「原水及び浄水費」の委託料でございますが、浄水場運転管理業務等

の委託料として18件の委託料を計上いたしております。33頁をお願いします。予算第4条の「資本的収入」でございますが、2項1目「納付金」を1,144万9千円を計上いたしております。次に「資本的支出」の1項「改良事業費」でございますが、次の頁をお願いします。1目「配水施設改良費」及び2目「諸施設改良費」の中で延べ7件の工事費を計上いたしております。36頁をお願いします。3項の「第8期拡張事業費」でございますが、1目「拡張事業費」の中で2件の工事費を計上いたしております。なお、お手元に予算資料といたしまして、「業務予定表」、「予算収支総括表」及び「工事計画概要書」などを配布しておりますので、よろしく願いいたします。以上、簡単ですが、水道事業会計暫定予算の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○ 委員長

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○ 委員長

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第37号 専決処分の承認について（平成19年度 飯塚市水道事業会計暫定予算）」について、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。次に「議案第38号 専決処分の承認について（平成19年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計暫定予算）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 上下水道部総務課長

議案第38号 平成19年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計暫定予算について、補足説明をいたします。先程と同じ「予算書」の38頁をお願いします。予算第3条の「収益的収入及び支出」でございますが、収益的業務の収入として997万3千円を、また39頁で支出として1,424万5千円を計上いたしております。次に、主な内容について「予算明細書」によりご説明いたします。52頁をお願いします。予算第3条の「収益的収入」でございますが、1項1目「給水収益」の196万7千円は、現在給水契約を結んでおります「日本タングステン株式会社」ほか5事業所の(契約水量に基づく)水道料金を計上したものであります。続きまして、53頁をお願いします。「収益的支出」として各項目にわたって経常経費を計上いたしております。なお、お手元に予算資料といたしまして、「業務予定表」、「予算収支総括表」及び「工事計画概要書」などを配布しておりますので、よろしく願いいたします。以上、簡単ですが、産炭地域小水系用水道事業会計暫定予算の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○ 委員長

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○ 委員長

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第38号 専決処分の承認について（平成19年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計暫定予算）」について、承認することにご異

議ありませんか。

(異議なし)

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。次に「議案第39号 専決処分の承認について(平成19年度 飯塚市下水道事業会計暫定予算)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 上下水道部総務課長

議案第39号 平成19年度飯塚市下水道事業会計暫定予算について、補足説明をいたします。予算書の57頁をお願いいたします。予算第2条の「業務予定量」でございますが、主な業務の予定量を計上したものであります。予算第3条の「収益的収入及び支出」でございますが、収益的業務の収入として4億6,385万8千円を、また58頁で支出として3億5,715万6千円を計上いたしております。次に、予算第4条の「資本的収入及び支出」でございますが、資本的業務の収入(財源)として10億7,235万7千円を、また59頁に支出として11億1,610万8千円を計上いたしております。次に、主な内容について「予算明細書」によりご説明いたします。75頁をお願いいたします。予算第3条の「収益的収入」でございますが、1項1目「下水道使用料」で2億9,089万5千円を計上いたしております。続きまして76頁をお願いします。「収益的支出」として各項目にわたって経常経費を計上いたしております。83頁をお願いいたします。予算第4条の「資本的収入」でございますが、1項1目「企業債」の6億330万円、2項1目「国庫補助金」の4億5,975万円は、下水道補助事業費に対する国の補助金等を計上したものであります。84頁をお願いします。次に、「資本的支出」でございますが、1項1目「施設整備費」で6件の委託料と9件の工事費を、1項2目「施設改良費」で4件の工事費を計上しております。なお、お手元に予算資料といたしまして、「業務予定表」、「予算収支総括表」及び「工事計画概要書」などを配布しておりますので、よろしくをお願いいたします。以上、簡単ですが、下水道事業会計暫定予算の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 人見議員

84頁の工事請負費のなかで、これに関連してですが、鯉田の目尾から遠賀川掘ってですね鯉田畝割にあがってますよね。これの本管の布設工事という鯉田の地域名が何も入っていないので、本年度はどのような計画になっておるのか、以後どこかで出てくるのかまったくでないのか、その点だけちょっと教えていただけませんか。

○ 上下水道部下水道課長

平成18年10月で終わっております。鯉田のほうはですね。

○ 人見議員

ようするに川底を畝割のほうにあげてそこまでの工事のことを言われているんでしょう。ようは、ようするにずっと鯉田の中心地に向かって本管が来なければいけないわけですから、今年度はそんな計画はないのか、と聞いているんです。

○ 上下水道部下水道課長

今鯉田の畝割の方につきましては平成18年度の繰越事業で今やっております。4月5日だったと思いますが、契約しております。

○ 委員長

どこからどこまで。

○ 上下水道事業管理者

今委員のご質問は川東側の全体的な計画だろうと思っておりますので、本年は課長が申しま

したように、補助事業全体の中で平成18年度の繰越事業という形の中でこれは認めてもらっておりますので、一部は繰り越し事業の中で補う分が、たとえば鯉田の本町のところ、有井、鯉田停車場線という道路ございますが、あの角から鯉田小学校に向かってちょうど簀子町にはいる県道がありますが、そこまでを課長が申しました繰越事業で平成18年度事業として発注をしております。それともうひとつは畝割に向かって200mかそこあたりまでは、数字は細かいところはちょっと私はわかりませんがそういうような事業で平成18年度事業は管の工事は環境の事業はそういうふうに進めております。ただ委員申されましたように、管ばかり布設するわけには行きません。ポンプの設備、全体的な川東側地区についての全体的な計画の中では今年度は機械設備、電気設備、こうしたようなものをいまポンプ室の設備をやっておりますので、この土木工事が終わりましたら建築工事を含めまして平成19年度事業として計画をしております。ですから、だいたい平成20年には一部については鯉田地区の供用開始も見込まれるというような事業を考えております。まだ多少の面整備もやりますけども、そうしたような計画を取って事業を進めていきたいとこのように考えております。

○ 委員長

他に質疑はございませんか。

(な し)

○ 委員長

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○ 委員長

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第38号 専決処分の承認について（平成19年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計暫定予算）」について、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって本案はいずれも承認すべきものと決定いたしました。これをもって建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。